

参 考 资 料

1 本県の環境行政組織（平成14年4月1日現在）

(1) 環境局関連

区分	課(室)名等	グループ等	主 な 業 務
本 庁 （ 県 民 環 境 部 局 ）	循環型社会推進課	環境創造拠点担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境施策の総合調整 ○ 県環境基本条例の推進 ○ 県環境基本計画の推進 ○ 県率先行動計画・ISO14001の推進 ○ 環境創造拠点整備構想の推進 ○ 保健環境センターに関すること ○ 環境審議会の運営 ○ 環境対策推進本部 ○ 環境マネジメントシステムの推進 ○ 地球環境保全対策の推進 ○ 地球温暖化対策推進法、グリーン購入法、フロン回収破壊法の施行 ○ 省資源・省エネルギー対策の推進 ○ 環境教育・啓発の推進 ○ フロン回収破壊法の施行に関すること。 ○ 循環型社会形成の推進 ○ 特定家庭用機器再商品化法など循環型社会関連法の広報・啓発 ○ ゼロエミッション構想の推進
		企画調整担当	
		地球環境担当	
循環経済推進担当			
	自然共生室	自然ふれあい担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然公園・県自然環境保全地域の指定及び計画 ○ 自然公園法、自然環境保全法・種の保存法の施行 ○ 県立自然公園条例、県自然環境保全条例の推進 ○ 鳥獣保護法の施行 ○ 環境審議会（自然環境部会、鳥獣部会）の運営 ○ 自然公園の整備及び維持管理 ○ 自然環境保全に係る普及啓発の推進 ○ 環境影響評価法の施行 ○ 環境影響評価条例の施行 ○ 環境影響評価審議会の運営
		環境影響審査担当	
	廃棄物対策課	産業廃棄物担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 産業廃棄物処理施設の設置許可 ○ 産業廃棄物処理業の許可 ○ (社)徳島県産業廃棄物処理協会の指導 ○ 産業廃棄物不適正処理監視 ○ 不法投棄対策連絡協議会の運営 ○ 不法処理防止連絡協議会の運営 ○ 徳島県廃棄物処理計画の推進 ○ ごみ処理広域計画の推進 ○ 浄化槽法、容器包装リサイクル法、PCB特別措置法、下水道法（終末処理場の維持管理に関することに限る）の施行 ○ 一般廃棄物処理施設設置許可
		指導担当 高度広域推進チーム	
	環境管理課	企画調査担当 大気担当 水質担当	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公害防止協定の締結及び施行 ○ 化学物質排出把握管理促進法（PRT法）、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律、公害紛争処理法、ダイオキシン類対策特別措置法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、土壌汚染対策法、公害防止条例の施行 ○ 環境審議会（生活環境部会）の運営 ○ 環境保全施設整備等資金貸付制度の運営 ○ 発生源の監視及び指導 ○ 有害化学物質対策の推進 ○ 生活排水対策の推進 ○ 土壌・地下水・湖沼の環境保全の推進

区分	課(室)名等	グループ等	主 な 業 務
出 先 機 関	保健環境センター	庶 務 係 企 画 情 報 科 環 境 衛 生 科 大 気 科 学 科 大 気 監 視 科 環 境 工 学 科 水 質 科 学 科 環 境 化 学 科	<ul style="list-style-type: none"> ○保健・環境に関する情報収集・提供 ○環境教育等環境問題の普及・啓発 ○水道・廃棄物に関する調査研究 ○大気発生源、大気汚染物質に関する調査研究 ○酸性雨に関する調査研究 ○大気汚染状況、発生源の監視、テレメーターシステム ○騒音・振動、放射能に関する調査研究 ○水質汚濁発生源、公共用水域、海域に関する測定及び調査研究 ○水質汚濁に関する影響調査 ○地下水に関する調査研究 ○大気・水質・土壌の有害物質に関する調査研究 ○悪臭に関する調査研究

(2) その他の環境保全関連部局

部局名	課(室)名等	主 な 環 境 保 全 関 連 業 務
保 健 福 祉 部	保 健 所	<ul style="list-style-type: none"> ○環境保全・公害対策一般 ○公害防止対策の推進 ○廃棄物処理の推進 ○浄化槽事業の推進 ○水質汚濁防止法の施行 ○県公害防止条例(水関係)の施行
	生 活 衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> ○徳島県水道水質管理計画の推進
商 工 労 働 部	商 工 政 策 課	<ul style="list-style-type: none"> ○地域新エネルギー対策の企画及び調整 ○省エネ・リサイクル資金貸付 ○中小企業の省エネルギー促進支援
	産 業 振 興 課	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模小売店舗立地法に基づく大型店の指導 ○工場立地法に基づく工場緑化の推進 ○地域環境との調和、地域社会の貢献等に特に配慮した工場建設に対する助成
農 林 水 産 部	農 林 水 産 政 策 課	<ul style="list-style-type: none"> ○農業振興地域の整備に関する法律による優良農用地の確保 ○農地法による農地転用の制限
	農 林 事 務 所	<ul style="list-style-type: none"> ○自然公園法、鳥獣保護法の施行 ○環境緑化の推進
	農 業 経 営 課	<ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい農業の推進 ○肥料の需給調整及び検査取締の実施 ○農用地の土壌の汚染防止 ○持続性の高い農業生産方式の導入の促進 ○農薬安全使用対策の推進
	畜 産 課	<ul style="list-style-type: none"> ○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進 ○畜産環境施設の整備の推進
	水 産 課	<ul style="list-style-type: none"> ○森林及び林業に関する総合的な企画及び調整 ○森林計画の推進 ○環境緑化の推進(都市緑化を除く。)
水 産 部	水 産 課	<ul style="list-style-type: none"> ○漁業集落排水対策の推進 ○漁場環境保全の推進
	農 山 村 整 備 課	<ul style="list-style-type: none"> ○農業集落排水対策の推進 ○ふるさと・水と土ふれあい事業の推進 ○地域環境整備事業の推進 ○田園空間整備事業の推進 ○中山間地域総合整備事業の推進 ○集落環境整備事業の推進 ○自然共生・環境創造支援調査事業の推進 ○徳島県田園環境検討委員会の運営

部局名	課(室)名等	主な環境保全関連業務
農林水産部	農地整備課	<ul style="list-style-type: none"> ○地域用水環境整備事業の推進 ○海岸環境整備事業の推進 ○21世紀水と緑の農村づくり事業の推進
	森林整備課	<ul style="list-style-type: none"> ○森林整備事業の推進 ○林業集落排水対策の推進 ○森林の保全 ○森林保護の実施
県土整備部	河川総合調整チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○ダム下流の水環境の改善(河川維持流量の確保) ○ダム湖の水質保全の推進(流木処理)
	道路計画チーム	<ul style="list-style-type: none"> ○道路交通網の整備促進・放射環状道路の整備 ○都市交通マスタープランの策定
	建設管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○環境にやさしい公共工事の推進 ○建設廃棄物の循環利用の促進
	用地対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○徳島県国土利用計画及び徳島県土地利用基本計画の管理及び策定 ○土地取引の届け出による土地利用目的の審査 ○大規模な土地開発行為に対する指導
	交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○交通需要マネジメントの推進(渋滞対策及び公共交通の維持活性化)
	道路保全課	<ul style="list-style-type: none"> ○低騒音舗装などによる騒音対策の推進 ○自転車歩行者道等の整備による自動車排気ガスの抑制 ○透水性舗装による地下水の涵養
	道路建設課	<ul style="list-style-type: none"> ○放射環状道路の整備による渋滞対策の推進 ○電線類地中化などによる安全で快適な都市景観の整備 ○透水性舗装による地下水の涵養
	都市計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○都市公園の計画的整備の推進 ○緑化推進事業 ○風致地区の指定 ○屋外広告物の規制等の実施
	河川課	<ul style="list-style-type: none"> ○多自然型川づくりの推進 ○河川における水環境の改善
	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ○公共下水道の整備促進 ○汚水処理施設整備の総合調整
	営繕課	<ul style="list-style-type: none"> ○公共建築物における低環境負荷技術の採用の推進
	港湾課	<ul style="list-style-type: none"> ○海岸浸食、高潮等による被害を低減するとともに、自然環境や利用に配慮した白砂青松の海岸づくりの実施
	空港地域整備課	<ul style="list-style-type: none"> ○粟津港(松茂地区)における港湾環境整備事業(廃棄物護岸)の実施 ○海浜公園及び人工海浜の整備
	港湾開発課	<ul style="list-style-type: none"> ○港湾活動に伴う騒音等を防ぐ緩衝機能を有し、又、港湾就労者や地域住民が集い、スポーツ等を楽しめる緑地の整備(小松島市赤石地区緑地)
企業局	電力課	<ul style="list-style-type: none"> ○風力発電の実証実験事業の実施
教育委員会	学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ○学校における環境教育の推進
	文化財課	<ul style="list-style-type: none"> ○文化財保護の推進
	生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ○「とくしま県民カレッジ」主催講座における環境教育・環境学習の推進

2 審議会等委員会名簿

(1) 徳島県環境審議会委員（平成15年2月28日現在）

（1号委員）環境の保全に関し、学識経験のある者（50音順）

氏名	職名	政策	生活環境	自然	鳥獣	温泉	備考
井口 利枝子	とくしま自然観察の会世話人						
池田 早苗	徳島文理大学教授						
池田 孝司	(社)徳島県建設業協会会長						
岩崎 正夫	徳島大学名誉教授						
大西 仁	(社)徳島県猟友会会長						
奥村 清	徳島文理大学教授						
片山 悦子	徳島県消費者協会会長						
鎌田 磨人	徳島大学助教授						
喜多 知子	徳島文理大学教授						
際田 弘志	徳島大学薬学部長						
近藤 光男	徳島大学大学院教授						
坂田 雄幸	(社)徳島新聞社理事社長						
篠崎 佐千代	とくしまフォレストレディの会副会長						
杉本 直樹	(社)とくしま森とみどりの会副理事						
鈴江 襄治	徳島県医師会会長						
住村 裕子	徳島県漁協婦人部連合会会長						
瀬尾 規子	薬剤師（公募）						
曾良 寛武	日本野鳥の会徳島県支部長						
塚谷 博昭	徳島大学名誉教授						
寺戸 恒夫	阿南工業高等専門学校名誉教授						
中村 英雄	新町川を守る会理事長						
原谷 明	(社)徳島県薬剤師会会長						
藤岡 幹恭	徳島文理大学総合政策学部長						
藤村 知己	徳島大学教授						
真山 眞理	四国大学教授						
水野 裕	徳島県獣医師会会長						
三好 保	四国大学教授						
本久 ミドリ	徳島県商工会議所女性会連合会会長						
森本 初代	主婦（公募）						
山内 美登利	日本湿地ネットワーク運営委員						
山城 弘治	(社)徳島県産業廃棄物処理協会会長						
山根 和美	連合徳島女性委員会委員						
吉田 フクエ	J A 徳島女性組織協議会会長						

(2号委員) 市町村長

氏名	職名	政策	生活環境	自然	鳥獣	温泉	備考
小池 正勝	県市長会会長						
佐藤 宏史	県町村会会長						

(3号委員) 関係行政機関の職員

氏名	職名	政策	生活環境	自然	鳥獣	温泉	備考
宮北 順一	中国四国農政局農村計画部長						
坂口 哲夫	四国地方整備局企画部長						
市原 信男	山陽四国地区自然保護事務所長						
秋尾 憲三	四国経済産業局環境資源部長						
安富 裕二	徳島地方気象台長						

会長	副会長	部会長	職務代理者	徳島県環境審議会	40名	自然環境部会	20名
				環境政策部会	15名	鳥獣部会	14名
				生活環境部会	20名	温泉部会	8名

氏名	職名	備考
井上雅夫	関西大学工学部教授	
大林延夫	愛媛大学農学部教授	
大松繁	大阪府立大学大学院工学研究科教授	
岡村収	高知大学名誉教授	
奥村清	徳島文理大学工学部教授	
加茂重良	元徳島市立動物園長	
河原長美	岡山大学環境理工学部教授	
北村壽朗	徳島文理大学人間生活部教授	
上月康則	徳島大学工学部教授	
坂根隆治	前伊丹市昆虫館副館長	
佐藤征弥	徳島大学総合科学部助教授	
田淵桂子	(社)徳島県建築士会女性部会部長	
出口竜也	徳島大学総合科学部助教授	
豊永寛二	弁護士	
沼子千弥	徳島大学総合科学部助手	
真山眞理	四国大学生生活科学部教授	
三好操	四国大学生生活科学部教授	
本仲純子	徳島大学工学部教授	
森本康滋	日本生物教育学会徳島県支部長	
山中英夫	徳島大学工学部教授	

3 市町村の環境対策担当課一覧

市町村名	区分	担当課(室)	電話番号	市町村名	区分	担当課(室)	電話番号
徳島市		環境保全課	088(621)5111	板野町		環境生活課	088(672)5987
鳴門市		環境課	088(684)1111	上板町		環境保全課	088(694)6813
小松島市		環境対策課	08852(2)2111	吉野町		環境保全課	088(696)3974
阿南市		環境保全課	0884(22)1111	土成町		住民課	088(695)2313
勝浦町		住民課	08854(2)1501	市場町		保健環境課	0883(36)6812
上勝町		住民課	08854(6)0111	阿波町		保健環境課	0883(35)7805
佐那河内村		環境課	0886(79)2111	鴨島町		健康増進課	0883(22)2213
石井町		保健環境課	088(674)1111	川島町		環境下水道課	0883(25)6616
神山町		環境課	088(676)1111	山川町		保健衛生課	0883(42)3599
那賀川町		環境課	0884(42)1111	美郷村		住民福祉課	0883(43)2114
羽ノ浦町		産業課	0884(44)3111	脇町		保健福祉課	0883(52)5606
鷺敷町		住民課	08846(2)1121	美馬町		保健環境課	0883(63)3111
相生町		町民課	08846(2)1111	半田町		環境課	0883(64)3111
上那賀町		町民課	08846(6)0111	貞光町		環境課	0883(62)3111
木沢村		住民課	08846(5)2111	一宇村		住民環境課	0883(67)2114
木頭村		住民課	08846(8)2311	穴吹町		環境課	0883(52)8030
由岐町		住民課	08847(8)1111	木屋平村		厚生課	0883(68)2113
日和佐町		住民福祉課	08847(7)1111	三野町		厚生課	0883(77)4803
牟岐町		住民課	08847(2)1111	三好町		環境課	0883(79)5304
海南町		保健福祉課	08847(3)1211	池田町		環境保全課	0883(72)3436
海部町		環境整備課	08847(3)1311	山城町		環境課	0883(86)1137
穴喰町		環境課	08847(6)1516	井川町		環境室	0883(78)5012
松茂町		生活環境課	088(699)8714	三加茂町		環境課	0883(82)6323
北島町		生活産業課	088(698)9806	東祖谷山村		厚生課	0883(88)2213
藍住町		生活環境課	088(637)3116	西祖谷山村		保健環境課	0883(87)2274

4 公害防止協定等締結事業場一覧

(1) 県関係

(平成14年12月31日現在)

県及び市町村	協定の当事者		協定締結年月日	改廃等
	企業名	工場の所在地		
県 阿南市	四国電力(株)	阿南市橋町	S46.12.11	S50.10.27廃止
			S50.10.27	S53.5.30改定 S55.3.31改定 S57.11.30改定 H7.2.8改定
	四国電源開発(株)	"	H7.2.8	
	日本電工(株)	"	S46.3.27	S47.12.15廃止
			S47.12.15	S50.12.10廃止
			S50.12.10	
王子製紙(株)	阿南市豊益町	S48.10.26	S53.5.30改定 S58.3.31改定 H3.12.27改定 H5.9.20廃止	
		H5.9.20	H8.3.21改定	
県 徳島市 北島町	東邦テナックス(株) (現 東邦テナックス(株))	板野郡北島町	S49.12.6	H1.5.20改定
	東亜合成(株)	徳島市川内町	"	H3.10.1改定 H9.10.20改定
	日清紡績(株)	"	"	H14.9.1廃止
県 徳島市	大塚化学(株)	"	S49.12.6	H2.4.10改定 H14.8.31廃止
			H14.9.1	
	大塚化学食品(株)	"	S49.12.6	S60.1.31改定
	大鵬薬品工業(株)	"	"	S62.12.10改定
	四国トーセ口(株)	徳島市応神町	"	
	新日本理化(株)	徳島市川内町	"	
	四国化成工業(株) (第一工場)	徳島市応神町	"	H10.3.26改定
	徳島化製事業(協)	徳島市不動本町	S53.9.30	H7.5.15廃止
		H7.5.15		
睦技研(株)	徳島市東沖洲	H8.3.29		
県 北島町	四国化成工業(株) (第二工場)	板野郡北島町	S49.12.6	
県 鳴門市	(株)大塚製薬工場 大塚化学(株)	鳴門市撫養町	S51.3.16	S53.12.5廃止
			S53.12.5	S61.11.1改定 H14.8.31廃止
	(株)大塚製薬工場 大塚化学食品(株)	"	H14.9.1	
	鳴門塩工業(株) (製塩工場)	"	S52.3.3	S61.11.1改定
鳴門塩工業(株) (化学工場)	"	"	"	
県 小松島市	日本製紙(株)	小松島市豊浦町	S51.4.17	H2.2.1改定 H5.4.1廃止
			H5.4.1	H9.12.1改定
県 藍住町	光洋精工(株)	板野郡藍住町	S51.7.20	H1.1.24改定

(2) 市町村関係

市町村名	企 業 名	所 在 地	締結年月日	備 考
鳴 門 市	大 麻 採 石 (株)	鳴 門 市	S48.4.11	覚 書
"	イ タ ノ 冷 凍 (株)	"	S48.5.24	協 定 書
"	四 国 化 工 機 (株)	"	S48.7.13	"
"	本 州 パ ッ ケ ー ジ (株)	"	S49.10.4	"
"	山 桶 石 材 (株)	"	S54.12.14	"
"	鳴 門 観 光 興 業 (株)	"	H10.5	"
"	(有) 大 村 工 業	"	H10.5	"
"	(株) 泉 製 作 所	"	H11.6.29	"
"	ナイトライドセミコンダクター(株)	"	H12.11.9	"
"	(有) 常 永 マ リ ン	"	H13.2.15	"
"	(株) ナ ガ オ テ ッ ク	"	H13.3.26	"
"	鳴 門 の い も 屋	"	H13.3.27	"
"	(株) ア サ プ ロ サ イ エ ン ス	"	H13.5.1	"
小 松 島 市	住友林業クレスト(株)小松島事業所	小 松 島 市	S49.11.1	"
"	ニ ホ ン フ ラ ッ シ ュ (株)	"	"	"
"	日 米 化 工 (株)	"	S55.3.11	"
"	日 本 製 紙 (株)	"	S5.4.1	"
勝 浦 町	キ ン キ サ イ ン (株)	勝 浦 町	S11.10.1	"
神 山 町	(株) 大 和 合 金 製 作 所	神 山 町	S50.9.10	"
		"	H5.10.1	"
由 岐 町	四 国 電 力 (株)	"	H7.3.29	"
"	電 源 開 発 (株)	"	"	"
海 南 町	オンダン鶏鳥農業協同組合	海 部 町	S61.11.10	"
"	(有) 谷 崎 重 機	"	H5.2.22	"
"	南 国 石 産 (有)	"	H1.2.1	"
"	(有) 西 野 建 材	海 南 町	H10.2.23	"
海 部 町	(有) 谷 崎 重 機	海 部 町	S61.10.31	"
"	オンダン鶏鳥農業協同組合	"	"	"
"	南 国 石 産 (有)	"	H1.3.15	"
宍 喰 町	(有) 小 松 大 太 郎 商 会	宍 喰 町	H2.8.14	"
松 茂 町	下 坂 自 動 車	松 茂 町	S48.4.11	"
"	(株) 土 佐	"	"	"
"	鳴 門 化 学 産 業 (株)	"	"	"
"	松 茂 運 輸 (株)	"	"	"
"	(株) シェル石油徳島販売所	"	"	"
"	一 二 モ ー タ ー ス (株)	"	"	"
"	満 穂 自 動 車 (株)	"	"	"
"	浜 田 飼 料 (株)	"	"	"
"	松 茂 農 業 協 同 組 合	"	"	"
"	松 茂 ホ ン ダ	"	"	"
"	賀 川 石 油	"	"	"
"	高 橋 自 動 車	"	"	"
"	(株) フ ジ モ ト	"	"	"

市町村名	企 業 名	所 在 地	締結年月日	備 考
松 茂 町	松 茂 石 油	松 茂 町	S48.4.11	協 定 書
"	富 士 ス ト レ ー ト (株)	"	"	"
"	徳 島 日 野 自 動 車 (株)	"	"	"
"	石 油 荷 役 (株) 高 松 店	"	"	"
"	日 本 石 油 (株) 大 阪 支 店	"	"	"
"	丸 善 石 油 (株) 四 国 支 店	"	"	"
"	キ グ ナ ス 石 油 (株)	"	"	"
"	丸 善 商 事 (株)	"	"	"
"	出 光 興 産 (株)	"	S48.5.9	"
"	徳 島 マ ル キ サ ー ビ ス (株)	"	S49.10.9	"
"	徳 島 曹 達 (株)	"	S54.7.10	"
"	四 国 水 産 冷 蔵 (株)	"	"	"
"	宇 部 興 産 (株)	"	"	"
"	(株) 三 日 市 鋼 管 製 造 所	"	S56.7.1	"
"	共 栄 鉄 工 協 同 組 合	"	S56.10.1	"
"	小 野 田 セ メ ン ト (株)	"	"	"
"	新 明 和 工 業 (株)	"	S59.12.19	"
"	大 東 興 業 (株)	"	S62.1.19	"
"	サ ン ス タ ー (株)	"	S62.1.28	"
"	(株) マ ル 八 物 産	"	S63.10.12	"
"	三 洋 電 機 (株)	"	"	"
"	(株) 大 塚 製 薬 工 場	"	H2.1.8	"
"	ハ レ ル ヤ 製 菓 (株)	"	H3.2.7	"
"	東 洋 紙 業 (株)	"	"	"
"	(株) 大 阪 特 殊 鋼 管	"	H3.3.25	"
"	大 塚 化 学 (株)	"	H3.12.25	"
"	旭 硝 子 四 国 建 材 (株)	"	H9.6.5	"
"	藤 田 商 事 (株)	"	H10.12.9	"
北 島 町	東 亜 合 成 化 学 工 業 (株) 徳 島 工 場	徳 島 市	S48.1.27	"
"	北 岡 建 設 (株)	北 島 町	S48.6.20	"
"	(株) 北 島 組	"	"	"
"	日 本 た ば こ 産 業 (株) 徳 島 工 場	鳴 門 市	S48.9.12	"
"	住 商 液 化 ガ ス (株)	北 島 町	S50.3.14	"
"	花 王 製 品 徳 島 販 売 (株)	"	S55.9.2	"
"	(有) 三 恭 紙 器	"	"	"
"	(株) 板 久	"	S55.9.3	"
"	福 山 通 運 (株)	"	"	"
"	富 士 ス ト レ ー ト (株)	"	S55.11.21	"
"	森 正 工 芸 (株)	"	S56.3.4	"
"	(株) 新 居 伝	"	S57.7.2	"
"	(有) 田 伏 銘 木 家 具	"	S61.9.22	"
"	(株) 岡 田 組	"	S61.9.25	"
"	(有) 昭 和 銘 木	"	S61.9.29	"
"	(有) 一 福	"	H13.5.17	"

市町村名	企 業 名	所 在 地	締結年月日	備 考
板 野 町	協 和 金 属 (株)	板 野 町	H 1 . 5 . 15	協 定 書
"	(株) 三 ツ 星 電 気 製 作 所	"	H 2 . 2 . 21	"
"	(株) ダ イ ロ ッ ク	"	"	"
"	富 士 フ ァ ニ チ ャ (株)	"	H 2 . 8 . 20	"
"	(株) ミ ル キ ー ウ ェ イ	"	H 2 . 3 . 8	"
"	徳 島 産 業 (株)	"	H 8 . 8 . 27	"
"	大 塚 製 菓 (株) 徳 島 板 野 工 場	"	H 9 . 6 . 24	"
"	テ ッ ク 情 報 (株)	"	H 10 . 6 . 30	"
上 板 町	吉 野 木 工	上 板 町	S 46 . 3 . 12	"
"	(株) 南 海 ゴ ム 上 板 工 場	"	S 47 . 5 . 1	"
"	阿 讃 開 発	"	S 48 . 8 . 6	"
"	光 食 品 (株)	"	H 8 . 10 . 24	"
土 成 町	板 野 西 部 畜 産 組 合	土 成 町	S 59 . 8 . 20	"
"	(株) 徳 島 住 建	"	S 60 . 4 . 15	"
市 場 町	成 井 農 村 (株)	市 場 町	H 4 . 10 . 21	"
山 城 町	明 和 ク リ ー ン	山 城 町	H 8 . 9 . 24	"
"	日 本 ゴ ル フ 振 興 (株)	"	H 3 . 2 . 6	"
穴 吹 町	(有) サ ン ・ ト レ イ ド	穴 吹 町	H 6 . 3 . 10	"

(3) 住民団体

市 町 村 名	企 業 名	所 在 地	締結年月日	備 考
周 辺 住 民	(株) 廃 棄 物 処 理 工 場	徳 島 市	S 46 . 10 . 11	協 定 書
"	新 日 本 木 工 (株)	"	S 52 . 6 . 13	覚 書
"	鈴 江 養 鶏	"	S 56 . 12 . 23	約 定 書
南 矢 三 町 3 丁 目 町 内 会	阿 波 製 紙 (株)	"	S 59 . 9 . 21	契 約 書
東 野 町 内 会	(有) 藤 本 仏 壇 工 場	"	S 60 . 9 . 10	念 書
周 辺 農 家	丸 山 重 一	"	S 61 . 7 . 10	覚 書
入 田 町 内 連 合 会	協 同 組 合 テ ク ノ 月 の 宮	"	H 1 . 9 . 27	協 定 書
大 津 町 備 前 島 村 総 代	更 眞 自 動 車	鳴 門 市	S 50 . 3 . 5	覚 書
木 津 土 地 改 良 区 木 津 神 地 区 社 会 福 祉 協 議 会	徳 島 合 材 (株)	"	S 53 . 3 . 6	"
"	山 樋 石 材 (株)	"	S 53 . 9 . 27	"
大 津 町 段 関 地 区 総 代	仲 野 産 業 (株)	"	S 61 . 7 . 15	"
横 須 協 議 会	住 友 林 業 ク レ ス ト (株)	小 松 島 市	S 48 . 12 . 10	"
"	ニ ホ ン フ ラ ッ シ ュ	"	"	"
和 田 島 漁 業 協 働 組 合	小 松 島 市 外 3 町 村 衛 生 組 合	"	S 53 . 10 . 24	協 定
白 水 公 害 防 止 対 策 委 員 会	(株) 鈴 江 組	市 場 町	H 1 . 7 . 18	覚 書
日 開 谷 地 区 環 境 保 全 対 策 協 議 会	(株) 西 村 建 設	"	H 1 . 4 . 20	"
ヤ カ 工 用 水 組 合	(有) 石 井 養 豚 セ ン タ ー	"	H 3 . 2 . 21	"
渋 毛 東 支 部	(有) 野 田 製 作 所	土 成 町	H 4 . 8 . 20	"
北 岡 実 行 組	和 晃 建 設 (株)	阿 波 町	H 62 . 2 . 20	"
環 境 を 守 る 会	エ コ シ ス テ ム ジ ャ パ ン (株)	三 好 町	H 10 . 9 . 18	協 定 書
周 辺 住 民	日 本 ゴ ル フ 振 興 (株)	山 城 町	H 12 . 12 . 25	"
周 辺 住 民	明 和 ク リ ー ン	"	H 12 . 7 . 20	"

5 環境基準一覧

(1) 大気の汚染に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第25号、昭和56年環境庁告示第47号改正、昭和53年環境庁告示第38号改正、平成13年環境省告示第30号改正)

項目	基準値	備考
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmのゾーン内またはそれ以下であること。	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	

(2) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号、平成5年環境庁告示第16号改正、平成7年環境庁告示第17号改正、平成10年環境庁告示第15号改正、平成11年環境庁告示第14号改正)

項目名	基準値	備考
カドミウム	0.01mg/l以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/l以下	
六価クロム	0.05mg/l以下	
ヒ素	0.01mg/l以下	2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が該当方法の定量限界を下回ることをいう。
総水銀	0.0005mg/l以下	
アルキル水銀	検出されないこと	3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/l以下	4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
四塩化炭素	0.002mg/l以下	
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下	
1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/l以下	
シス-1,2ジクロロエチレン	0.04mg/l以下	
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/l以下	
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下	
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下	
チウラム	0.006mg/l以下	
シマジン	0.003mg/l以下	
チオベンカルブ	0.02mg/l以下	
ベンゼン	0.01mg/l以下	
セレン	0.01mg/l以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/l以下	
ふっ素	0.8mg/l以下	
ほう素	1mg/l以下	

イ 生活環境の保全に関する環境基準

(昭和46年環境庁告示第59号、平成5年環境庁告示第65号改正、環境庁告示第17号改正)

ア) 河 川

a 河 川 (湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全及び A以下の欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN /100ml以下	水域類型ご とに指定す る水域
A	水道2級 水産1級 水浴及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	25mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	5,000NP /100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	50mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げ るもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	100mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと	2mg/ℓ以上	-	
備 考							
1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/ℓ以上とする(湖沼もこれに準ずる)。							

- (注) 1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2. 水 道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3. 水 産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
4. 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの
5. 環 境 保 全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度

b 湖沼（天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上の人工湖）

(a)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
A A	水道1級水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ以下	1mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	50MPN /100ml以下	水域類型ご とに指定す る水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN /100ml以下	
B	水道3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲げ るもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ以下	15mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ以上	-	
備 考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
 3 水産 1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(b)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの	0.1mg/ℓ以下	0.005mg/ℓ以下	水域類型ご とに指定す る水項或
	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）水産1種、水浴及び 以下の欄に掲げるもの	0.2mg/ℓ以下	0.01mg/ℓ以下	
	水道3級（特殊なもの）及び以下の欄に掲げるもの	0.4mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/ℓ以下	0.1mg/ℓ以下	
備 考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。				

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 2 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

- 3 水産 1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
- " 2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
- " 3種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(イ) 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	nヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/ℓ以下	7.5mg/ℓ以上	1,000MPN /10ml以下	検出されない こと。	水域類型ご とに指定す る水域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	3mg/ℓ以下	5mg/ℓ以上	-	検出されない こと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/ℓ以下	2mg/ℓ以上	-	-	

備考
水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70MPN/100ml以下とする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
- " 2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
	自然環境保全及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2mg/ℓ以下	0.02mg/ℓ以下	水域類型ご とに指定す る水域
	水産1級 水浴 及び以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.3mg/ℓ以下	0.03mg/ℓ以下	
	水産2種及び以下の欄に掲げるもの（水産3種を除く。）	0.6mg/ℓ以下	0.05mg/ℓ以下	
	水産3種工業用水 生物生息環境保全	1mg/ℓ以下	0.09mg/ℓ以下	

備考
1 基準値は、年間平均値とする。
2 水域タイプの指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

- (注) 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産 1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
- " 2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
- " 3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

(3) 土壌の汚染に係る環境基準

(平成3年環境庁告示第46号、平成6年環境庁告示第25号改正、平成7年環境庁告示第19号改正、平成10年環境庁告示第21号改正、平成13年環境省告示第16号改正)

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。	1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
全シアン	検液中に検出されないこと。	
有機燐	検液中に検出されないこと。	2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1ℓにつき0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1ℓにつき0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。
鉛	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	
六価クロム	検液1ℓにつき0.05mg以下であること。	3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量下限を下回ることをいう。
ヒ素	検液1ℓにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。	
総水銀	検液1ℓにつき0.0005mg以下であること。	4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	
PCB	検液中に検出されないこと。	
銅	農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき125mg未満であること。	
ジクロロメタン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	
四塩化炭素	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	
1、2-ジクロロエタン	検液1ℓにつき0.004mg以下であること。	
1、1-ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	
シス-1、2ジクロロエチレン	検液1ℓにつき0.04mg以下であること。	
1、1、1-トリクロロエタン	検液1ℓにつき1mg以下であること。	
1、1、2-トリクロロエタン	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	
トリクロロエチレン	検液1ℓにつき0.03mg以下であること。	
テトラクロロエチレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	
1、3-ジクロロプロペン	検液1ℓにつき0.002mg以下であること。	
チウラム	検液1ℓにつき0.006mg以下であること。	
シマジン	検液1ℓにつき0.003mg以下であること。	
チオベンカルブ	検液1ℓにつき0.02mg以下であること。	
ベンゼン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	
セレン	検液1ℓにつき0.01mg以下であること。	
ふっ素	検液1ℓにつき0.8mg以下であること。	
ほう素	検液1ℓにつき1mg以下であること。	

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第10号、平成10年環境庁告示第23号改正、平成11年環境庁告示第16号改正)

項 目	基 準 値	備 考
カドミウム	0.01mg/ℓ以下	1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
全シアン	検出されないこと	
鉛	0.01mg/ℓ以下	2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	
アルキル水銀	検出されないこと	
PCB	検出されないこと	
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	
1、2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	
1、1-ジクロロエチレン	0.02mg/ℓ以下	
シス-1、2ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	
1、1、1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	
1、1、2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ以下	
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	
1、3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	
チウラム	0.006mg/ℓ以下	
シマジン	0.003mg/ℓ以下	
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	
セレン	0.01mg/ℓ以下	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	
ほう素	1mg/ℓ以下	

(5) 騒音に係る環境基準

ア 環境基準

(平成10年環境庁告示第64号、平成12年環境庁告示第20号改正)

地域の類型	基準値	
	昼間(午前6時から午後10時まで)	夜間(午後10時から翌日の午前6時まで)
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

- (注) 1 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(備考) 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道の部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として右表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。

- 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る)。
- 一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路。

(参考)

(平成11年徳島県告示第176号、平成13年徳島県告示第163号改正、平成13年徳島県告示第229号改正)

地域の類型	指定地域	
A	徳島市、鳴門市、小松島市、阿南布、石井町、那賀川町、羽ノ浦町、日和佐町、松茂町、北島町、鴨島町、池田町	左記4市8町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに次に挙げる住居集地域(丈六団地、東急しらすぎ台、市営心神団地等、市営不動団地等、富吉団地等(以上徳島市)市営矢倉団地、リユネの森等(以上鳴門市)あすみが丘団地(羽ノ浦町)北島グリーンタウン(北島町))
B	同上	左記4市8町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域。
C	同上	左記4市8町の区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) 都市計画法の用途地域及び団地造成地のうち、A類型には専ら住居の用に供される地域、B型には主として住居の供される地域、C類型には相当数の住居と併せて商業・工業等の用に供される地域をあてはめています。

イ 航空機騒音に係る環境基準

(昭和48年環境庁告示第154号、平成5年環境庁告示第91号改正)

地域の類型	基準値(単位WECPNL)
	70以下
	75以下

- (注) 1 . 1をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、
 をあてはめる地域は 以外の地域であつて通常の生活を保全する必要がある地域とする。
 2 . 各類型をあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

(6) ダイオキシン類に係る環境基準

(平成11年環境庁告示第68号、平成14年環境省告示第46号改正)

媒体	基準値
大気	0.6pg - TEQ / m ³ 以下(年平均値)
水質	1pg - TEQ / ℓ以下(年平均値)
底質	150pg - TEQ / g以下
土壌	1,000pg TEQ / g以下

(注) 底質の環境基準については、平成14年9月1日から適用